



税務情報

国税庁 — 「グループ通算制度に関するQ&A」の改訂

国税庁は6月28日、[「グループ通算制度に関するQ&A」](#)（PDF 1,475.0KB）の改訂版を公表しました。

2020年度税制改正では連結納税制度の見直しが行われ、グループ通算制度（2022年4月1日以後開始事業年度から適用）へ移行することとされました。これを受け、国税庁は2020年6月3日、グループ通算制度に係る疑問点等について税務上の取扱い等を取りまとめた「グループ通算制度に関するQ&A」を公表^(※1)し、同年8月21日にはその改訂版を公表^(※2)していました。

^(※1) e-Tax News No.199 [「国税庁 — 新型コロナウイルス感染症 FAQ の更新/グループ通算制度 Q&A の公表」](#)（2020年6月8日発行）にてお知らせしています。

^(※2) e-Tax News No.206 [「国税庁 — 『グループ通算制度に関するQ&A』の改訂」](#)（2020年8月25日発行）にてお知らせしています。

第3版となる今回の改訂では、第2版における9問のQ&Aが2021年度税制改正等を踏まえて更新されるとともに、14問のQ&Aが新たに追加されました。

更新されたQ&Aには、たとえば、2021年度税制改正における試験研究費の税額控除制度の見直しが反映された「問70 通算法人における一般試験研究費の額に係る税額控除の計算」（旧問59）及び「問71 通算法人の修正申告等における一般試験研究費の額に係る税額控除の計算」（旧問60）が含まれています。

また、新たに追加されたQ&Aには、たとえば以下の問が含まれています。

問64 通算制度における関連法人株式等に係る受取配当等の益金不算入額の計算が当初申告と異なることとなった場合の取扱い

税務調査により、通算法人に係る支払利子合計額又は適用関連法人配当等の額の合計額が当初申告と異なることとなった場合の、その通算法人の受取配当等の益金不算入額の計算方法が解説されているとともに、簡単な金額を用いた4パターンの計算例が示されています。

問 76 外国税額の控除に係る通知義務

通算法人が外国税額控除の適用を受ける事業年度後の事業年度において、外国税額の控除限度額の計算の基礎となる一定の金額が当初申告額と異なることとなった場合には、他の通算法人に対して一定の事項を通知しなければならないこととされています。この通知の行い方について、通知は通算法人と他の通算法人という民間において行われるものであることから、法令等においてその通知の方法及び様式等は特段定められておらず、任意の方法により通知を行うことになると解説されています。また、法令で定められた通知すべき事項を盛り込んだ通知書の書式の例が、参考として掲載されています。

問 78 通算制度における適用除外事業者の取扱いについて

グループ通算制度において、租税特別措置法上の中小企業向け特例の適用対象とならない適用除外事業者の判定方法を、中小企業技術基盤強化税制等又は中小企業投資促進税制等の適用を受けようとする場合及び上記以外の場合に分けて解説しています。

《参考》

上記の Q&A が掲載されている国税庁の「[グループ通算制度に関する Q&A（令和 2 年 6 月）（令和 2 年 8 月、令和 3 年 6 月改訂）](#)」のページには、今回の改訂により更新・追加された Q&A を確認することができる「[『グループ通算制度に関する Q&A』の改訂について](#)」（PDF 63.0KB）も掲載されています。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.